

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成26年10月22日(水)

開会 9時30分

閉会 11時22分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 宮路正弘、班長 辻成尚

主幹 坂本克明

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也、主幹 田中宏明

生徒指導課 課長 田淵元章、子ども安全対策監 倉田幸則

課長補佐兼班長 大下武彦、指導主事 森健人

### 5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第30号 専決処分の承認について(人事関係)	原案可決
議案第31号 専決処分の承認について(訴訟関係)	原案可決
議案第32号 職員の懲戒処分について	原案可決

### 6 報告題件名

件名

報告1 次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定状況について

報告2 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

## 7 選挙

### 件 名

選挙1 委員長の選挙について

選挙2 委員長職務代理者の選挙について

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成26年9月26日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第30号及び議案第32号、選挙は人事管理に関する案件のため、議案第31号は訴訟の方針決定に関する案件であるため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の議案第32号、議案第30号、議案第31号の順に審議し、公開の報告1及び報告2の報告を受けた後、非公開の選挙1及び選挙2を行う順番とすることを承認する。

### ・審議事項

#### 議案第32号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### ・審議事項

#### 議案第30号 専決処分の承認について（人事関係）（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### ・審議事項

#### 議案第31号 専決処分の承認について（訴訟関係）（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

## ・審議事項

### 報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について

次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について、別紙のとおり報告する。平成26年10月22日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

詳細な説明は担当推進監が行いますので、よろしくをお願いします。

（宮路教育改革推進監説明）

それでは、資料の1ページをご覧ください。

次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況についてでございます。「1 三重県教育改革推進会議における審議について」ということで説明をさせていただきます。

10月2日に開催しました第3回の会議で、基本理念及び施策体系、重点取組方針（仮称）について審議しました。その概要と中身について報告をさせていただきます。

まず、（1）基本理念です。これまでの審議を踏まえ、基本理念（三重の教育宣言（仮称））として示しておるところですが、それを3ページになりますが、資料1にこのような形で示させていただき、意見をいただきました。前回もお示したところですが、少し変わりましたのは、前段のリード部分のところ、言葉の順番を少し変えて若干読みやすくしたということ。それから、1、2、3、4、5、6と方針に当たる部分がかかれておりますが、2番目の「子どもたちに三重を愛する心や」というところが、前は「シチズンシップなど」という言葉で表してありましたが、いろんな意見を受けまして、「自らを律し、人を思いやる心など」という言葉に変えさせていただいてあります。

それから、4番目、ここは「子どもたちの目線に立った魅力ある教育を進めます」という文言でしたが、少し分かりにくいとか、抽象的であるという意見と、安心・安全という観点をもう少し強調できないかという意見もいただきましたので、大幅に修正しまして、「子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境を創ります」ということに変えさせていただいてあります。

5番目に、家庭や地域と共に「開かれた」という言葉を追加してあります。これが前回お示したときと変わっている部分です。それにつきまして、1ページに戻っていただき、10月2日の会議では、主な意見に書かせていただきましたように、「健やかな体」というのは配慮が必要ではないかという意見、また、逆にいろんな障がいがあっても、その人なりに努力をしていくことを「健やか」と捉えればよいという意見、それぞれいただいております。

続いて、（2）施策体系です。現行の体系を基に教育環境の変化、また、簡素化、分かりやすさの観点から見直しを行ったものが資料2です。これについて、現行のビジョンが左側半分、新しいビジョンの案が右側半分ということで、まず、大きな基本施策ですが、現行の施策から1番目の施策のところ「学力と社会への参画力の育成」というところを、「確かな学力と社会への参画力の育成」ということで「確かな」という言葉を加えたというところ。それから、4番目の現行のビジョンでは、「信頼される学校づくり」というところを再編しまして、4番として「安全で安心な教育環境

づくり」ということを一つ強調して取り出したということ。それと、残りの部分を「信頼される学校づくり」という施策で置きました。

5番目、6番目にありました「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」、また、「社会教育・スポーツの振興」というところを統合し、「多様な主体による教育の推進と文化財の保護」という形に整理しました。

各施策におきましては、その中に「名称変更」とか「新設」という言葉が振ってありますが、そこにありますように、例えば「国際理解教育の推進」のところを「グローバル人材の育成」、「情報教育の推進」のところで「情報教育の推進とICTの活用」、「規範意識の育成」については、「道徳教育の推進」と施策名を変えてあります。また、中段のところで「体力の向上」のところが、「体力の向上と学校スポーツの推進」と名称変更しています。「子どもたちの安全・安心の確保」のところから、「防災教育、防災対策の推進」というのを取り出し、施策として分割する形で置きました。それと、従前は「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」という施策が、「豊かな心の育成」という基本施策の中にありましたが、こちらを4番の施策に持ってきて、「いじめや暴力のない学校づくり」という形で名称変更をしております。その下のところで、新設として「学びのセーフティーネットの構築」という形で考えております。その下の「教員の資質向上」のところは、「教職員の」という言葉に変えるとともに、後ろに「コンプライアンスの推進」という言葉を付けました。「教員が働きやすい環境づくり」については、「教職員が働きやすい環境づくり」という「教職員」という言葉に変えたのが変更点です。その下のところでは、1つ目が、「幼児期からの一貫した教育の推進」、「学校の適正規模・適正配置」、「特色ある学校づくり」を「学校の特色化・魅力化」に統合しました。施策名については、また検討が必要かと思っておりますが、いったんこういう形で提示させていただきました。また、「学校マネジメントの充実」と「開かれた学校づくり」を「開かれた学校づくり」に統合という形でまとめてあります。一番下のほう、「地域の教育力の向上」と「社会教育の推進」を統合し、「地域の教育力の向上と社会教育の推進」という一本の施策に置いたということで、現行が32施策のところを29施策に、施策数としては減らしたという形で整理しております。

裏面を見ていただきますと、これはまだ案ですが、新しいビジョンで示していきたいイメージです。「めざす姿」から「現状と課題」、「主な取組内容」、「数値目標」という形で、2ページないし4ページで1施策あたり、提示をしていきたいと考えております。

これにつきましては、あまり大きな意見は出なかったのですが、1ページへ戻っていただきますと、「いじめや暴力のない学校づくり」については、現実的には難しいので、その対応をしっかりとするという形で書いたらどうかというような意見をいただきました。

続いて(3)重点取組方針です。これについては、以前もご説明いたしましたが、三重県らしさを出すということ、県民から見て分かりやすくすることを踏まえて、資料3に案を示させていただいたように考えております。

6ページの資料3をご覧ください。考え方について主なところは、1つ目は先ほど

説明させていただいたとおりですが、2つ目の「・」のところで、計画期間において重点的に取り組みたい項目を3～5程度選びたいということ。それから、一番下ですが、重点取組方針については、基本理念、基本施策とあわせて、大綱に位置づける部分としていきたいということです。

2として、現時点で以下のものを想定して意見を聞いているところです。1つ目が「学力の向上」ということで、それを選んだ理由や取組の柱、関連する施策については、現状の案ですが、そこに書かせていただいたとおりです。2つ目が「学校スポーツの充実」、これにつきましては、学力の向上と似たような状況にあるということであげさせていただいてあります。3番目が、「グローバル人材の育成」ということで、これについても、こういうような中身で今のところ、考えております。4番目が「特別支援教育の推進」、5番目が「誰もが安心できる学び場づくり」ということで、こちらについては防災の観点、いじめ防止の観点、修学支援という貧困対策のような観点等も含めて考えております。

その次のページが、重点取組方針の考え方としまして、教育改革推進会議に出させていただいた資料です。各施策の中から関連するものを抽出して横串を刺して、大きく重点的に取り組むものを表示していくというイメージで考えております。

10ページがそれをビジョンで示した場合の現状の案です。これについても、資料の2ページに戻っていただきますが、主な意見として、特に学力について危機感を持つべきであるとか、中には、新聞報道等もありましたが、通塾率が高いにもかかわらず学力が低いことについては、塾にまかせきりにしている保護者にも原因があるのではないかということ。それから、最後ですが、グローバル人材の「グローバル」という言葉はまだ認知度が低いので、使用するのは慎重であるべきではないかというような意見をいただきました。

今後につきましては、教育委員の方々にもお願いしているところですが、県民懇談会ということで県民の皆さんに意見を聞いていく場を設けていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

## 【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

このスケジュールで言いますと、いったんここまでで、特に三重の教育のあるべき姿についての意見を県民懇談会でパブリックコメントというか、意見をもらうわけですね。そして、それをベースにしてそれぞれの部会で、より詳しい部分を審議して、そして、年度末には骨格案を定める。骨格案というのはどの程度の話が出てくるのでしょうか。

教育改革推進監

きちっと線を引いているわけではないですが、施策の体系案を今、示させていただいたところぐらいまでを骨格として考えています。

委員長

施策の体系を固めていこうぐらいですか。

教育改革推進監

それくらいを考えております。

委員長

来年、新教育委員会制度の下で教育大綱はこれと、もう少し詳しいものまでが大綱になるというイメージ、それは来年の4月以降、知事が招集する会議で、知事部局でやるということになるんですね。

教育総務課長

そこまではっきりしていないのですが。

委員長

あれは首長の専管事項でしょう。

教育総務課長

そうです。知事が招集することになっていますので。

委員長

そうすると、それまでにある程度詰めておかないとまずいような気もするし、詰めたらまずいような気もするし、どっちがいいのか。

教育総務課長

まだ今の段階ですので、案という形では詰めておいて、総合教育会議の場で議論して決定していく。それは大綱という部分での決定になりますが、一方で教育ビジョンはビジョンで、これはまた作っていくという。

教育改革推進監

そういうこともありまして、教育委員の皆さんにできるだけ随時、お示しして意見をいただいているのと、知事のほうにも、できるだけ詳細に節目ごとに意見をいただくような形で進めているところです。

柏木委員

これを家で読ませていただいたときに、私もこの1ページの「教職員がやりがいを持って」というところがちょっと引っ掛かって、こう言われればそうかなと思うんですが。あと、もう1点、保護者が元気でなければ、子どもは育たないというものもあると思います。やはり家庭が明るくて元気でなければ子どもたちは健やかに育たないというのがあるので、保護者の観点も考えてもらったらどうかというのが1点と、3ページの「三重の教育宣言」ですが、私はやはり子どもたちの自己肯定感を上げてあげたい。だから、子どもたちが大切にされていると感じられるとか、愛されていると感じられる、三重を愛するのも大事ですが、自分を愛すると感じられるような子どもたちを育ててあげたいと感じるので、一度検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、今後、いろんなものが進んでいくと思いますが、家庭に対する要望やいろんなものが出てくるとは思いますが、できるだけ具体的に、例えばもっと勉強させなさい、もっと本を読ませなさいではなく、30分しましょうとか、1時間しましょうとか、もっと分かりやすい目標で進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

## 森脇委員

今の柏木委員の発言とも関係しますが、三重県が想定する子ども像みたいなことは考えなくていいのでしょうか。そうしたら、子どもって全部そういう観点でビジョンをつくっているわけではないというのかもしれないですが。例えば、18歳のときとか15歳のときの、三重県が教育として総力を挙げて育てていきたい子ども像というのは、一体どんな子どもなのか。例えば、先ほど自己肯定感の話もありましたし、学力としては、地元に残る子どもたちも含めてこれくらいの学力が必要だとか、という総合的な子ども像みたいなものが必要ではないかという気がします。

そうしないと、課題に対して手当をするというか、例えば、学力が低位状況にあるから学力は手当しなければいけないとか、そういう、しのいでいくための方策という感じがとても強くて、もう少し積極的に子ども像みたいなものを打ち出しても、私はいいんじゃないかと思います。そういうことがあつての施策というか、問題状況を勘案したうえでの施策であるべきではないかという気がします、いかがでしょうか。

## 教育改革推進監

多様な子どもがいる中で、ある程度、具体的に子ども像というのは、なかなか難しいこともありまして、現行のビジョンもそうですが、子どもたちに身に付けたい力ということでそれを表しているのが、今の三重県のビジョンの形になっています。

おっしゃるように、目指しているのがこういう子どもたちだというのが、はっきりしたほうが分かりやすくはなると思いますが、それをここに、いろんな子どもという、前回の推進会議でも出ましたが、例えば「健やかな体」ということを書いたときに、これはそうでない、配慮が足りないのではないかという、いろんなことが出てきますので、そういった中で子どもたちにこういう力を身に付けるということで示しているのが今のビジョンで、確かにおっしゃることもよく分かりますし、また検討はさせていただきますが、今のところ、そういう考えで三重県のビジョンは進めているところです。

## 教育長

「自立する力」「共に生きる力」「創造する力」ということで、この3つの力が対処療法ではなしに、どんな子どもにもこういうものを持ってほしいということ。次期ビジョンについては、「創造する力」を強調した。今までは2本柱でしたが、「創造する力」を新たにということ、多様な中で一つの子どもの像を創るのは難しいだろうと。先ほど推進監も言いましたが、そういう中で子どもたちに、こういう力を求めたということで示していければと思っております。現在のビジョンもうまく書かれていまして、子どもたちを信じるとか、そういう不易と流行の部分も大事にするという、そんな柱もご意見を伺って、また教育改革推進会議へ返していこうと思っております。

## 委員長

3ページの『「自立する力」「共に生きる力」「創造する力」とは』という、このところに例えば、もう少し追加すべきことがあればというイメージで、具体的な話を詰めていければということでしょうか。

施策体系が今度はぐっと細かくなりますが、施策体系の中で廃止というのが唯一、

「地域スポーツの推進」が廃止になっていますが、これはこれでいいんですか。スポーツ推進局のほうへいくということですか。

教育改革推進監

内容的には関連するので、例えば、スポーツ推進局で施策を書いてもらうとか、中身としてはそういうことが起こってくると思いますが、施策自体は直接ではなくなりますので、いったん外したということですか。

委員長

ただ、土曜日に授業をやるときに、スポーツ少年団とかスポーツ大会が土曜日にかかるからだめだというような話もありました。地域と学校との関係や家庭との関係といえ、スポーツ少年団とか総合型スポーツクラブとか、そういうものと、どう絡んで30年の国体に向けて競技力の向上を図るといふようなことの核の一つとして、「地域スポーツの推進」がありそうな気はしますが、学校現場としても。これはスポーツ推進局のほうに、ある程度任せるといふことですか。

教育長

任せるといふより、もう移っているんです。

委員長

移っていますが、スポーツ少年団や総合型スポーツクラブと、地域の学校の関係について無視はできないでしょう。

教育長

それは「開かれた学校づくり」の中で整理しています。

委員長

そちらは「開かれた学校づくり」のほうで整理するということですか。

教育長

そのほうがいいと思います。競技スポーツや地域スポーツは推進局のほうでします。ので、どちらかという、教職員の多忙化ということからいうと、学校の先生方は土曜授業以外は全部離していくということです。土曜補習というのも全部地域の人にやってもらうとか、土曜スポーツも当然地域の人にやってもらうということで、学校の関与はなくなっていくというイメージが、教員の方々もそのほうがいいんだろうという。ですので、場の提供と、子どもたちは自由に地域で育ててくださいというステージになっていくのかと。関わりとすれば「開かれた学校づくり」で、スポーツだけではなく学習も含めて地域で支えていこうというイメージです。

全体として施策体系が32本ありますが、もっとコンパクトにならないかというのがありまして、あの厚い冊子の教育ビジョンを3分の2ぐらいに、2分の1ぐらいにはならないかという、非常にオーダーも厳しいので、みんなに読んでもらえるようなものにしたいと。

柏木委員

今の教育長の話の中で、みんなというよりも教職員の方々には熟読していただきたいと私は思っているので、こういう子どもたちを育てていくために、学校現場としてどういうふうにしていくかということで、教職員の方々には一生懸命読んでいただくように、できあがったらしていただきたいと思っています。

## 前田委員

基本的な考え方、資料3の一番上のところで、「①三重県らしさを出す」、「②県民からみて分かりやすくする」というのがあります。三重県らしさというところはアピールしてほしいと思います。これは抽象的といえれば抽象的な概念ですが、これは目を向ける保護者であり、教職員であり、県民に目を向けさせる役割、ここが一番大きいと思います。

2番目、先ほど山口教育長が言われたのと同じかも知れませんが、やはり分かりやすいというのが一番大切。どういうことをするかということも大事ですが、浸透できるように、みんなが分かりやすいという、ここも入っていきやすいように、多いに知恵を絞るべきではないかと思えます。

後先しますが、資料1の「三重の教育宣言（仮称）」のところの6番目、教職員がやりがいを持って子どもたちにうんぬんと書いてある。僕はこれに大賛成です。どうしてかという、何が推測される、懸念されるかという、今、高校になると学力の向上ということは、かなり深刻に、これはあくまでも私の感覚ですが、捉まえられ始めていると。言葉を選ばずに言えば危機感と言いますか。危機感を持つときに気を付けなければいけないことがあると思えますが、教育現場の人たちが危機感を持つことが私は必要と思えますが、いたずらに追い詰めてはいけないと思えます。その人たちだけに責任があるわけではないので、責任を感じていただくことは、しなければいけないと思えますが、追い詰めてはいけないんです。そこには先生が、生き生きと子どもたちと向かい合う一つのゆとりとまでは言いませんが、そういう精神的なものがないと、生き生きというのは子どもには伝播していかないと思えます。それが一番、原理原則だと思います。その関係が良好であれば、子どもたちも、学ぶことに対して喜びや楽しみを見つけてくれる原点ではないかと思えます。危機感を持っていただくことは必要ですが、追い詰めてはいけないということは、ここで先生方がやりがいがあるということを実感していただくのは、一番コアな部分ではないかと思えます。ですから、その意味でここへ、この文言が入るのは、私は意味があると思えます。

## 森脇委員

どうして三重県らしさというのが問題になるかという、総花的だからではないでしょうか。すごく多様な子どもたちがいて、そこから全部、帰納的に目標を作り上げるから、結局、他の県とあまり変わらないような目標設定になってしまうのではないかと思えます。

三重県の子どもたちに一体何が足りないかという、この間、ものすごくいろんなことを考えて、例えば学力、なんでそんなに身に付かないかと考えると、未来に対するビジョンが持っていないとか、そういうところにまでいくと思えます。こういう未来を創りたいとかいうビジョンがないから、現状を変える必要性をあまり感じない。だから、今の学力、ハングリーさが足りないというものもあると思えますが、その中には、そういうところを、もっと未来のビジョンが持てる力を子どもたちが持つためにはどうしたらいいかというようなところから目標を考えていったほうが、それは多様な子どもたちのすべての多様性に対応することは、元々ビジョンなんかできないと思えますし、それも必要ないと思えます。むしろ、三重県で必要な学力とは何かと、問

題を立てられるような目標設定ができないかと。これは全部を覆してしまうような議論ですが、そういう目標の立て方もあるんじゃないかという気がするのです。

委員長

今、森脇委員がおっしゃった話というのは、例えば、3ページにある「自立する力」「共に生きる力」「創造する力」をブレイクダウンした、いろんな項目がありますが、これを施策でいうと、どこが中心的に担うのかという見取図みたいなのが必要かということになるのかという気もします。そうしていくと、例えば、課題を解決する力というのは、どういう場面で具体的に養われることになって、そして、それが例えば重点取組方針に生きているということであれば、3ページの下、それぞれのブレイクダウンしたものが重点取組とつながっているという見取図ができれば、それはいいかとは思いますが、かなりしんどい話であることは確かですね。全部にかかりますので。そういう見取図が欲しいというのは気持ちとしては分かります。参考にしてください。他に何かございますか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

### 報告2 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について (公開)

(田淵生徒指導課長説明)

報告2 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、別紙のとおり報告する。平成26年10月22日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

1枚めくって資料をご覧ください。

この資料の作りですが、まず、概要が4ページにわたって述べられており、その後はデータという形になっておりますので、まず、概要のところを説明させていただきます。3ページをお開きください。「3 調査結果の概要」のところをご覧ください。まず、「(1) いじめ」についてです。いじめの認知件数を校種別あるいは年度ごとに追って表にしておりますが、この中から平成25年度のいじめの認知件数は、1,209件で、前年度と比較すると529件、およそ3割減少をいたしました。また、すべての校種での減少が見られました。

また、このいじめの解消状況につきましては、年度内に92.1%が解消をしているということで、前年度につきましては91.7%の解消でしたので、解消率も向上した結果となっております。また、その内訳につきましても、小学校が621件、中学校が529件、高等学校が54件、特別支援学校は5件という内容となっております。

このように改善をした理由としましては、ここの文言にはございませんが、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されております。各学校において、その法やあるいはいじめ防止基本方針等に基づいた対策が取られたこと、その充実が図られたこ

とによって、このような結果が出てきたと考えております。

また、最後の「・」のところでも重大事態について述べていますが、重大事態については6件、小学校2件、中学校4件の報告がありました。そのうち、4件、中学校にあたるところにつきましては、既に解消済みということで、残りの小学校2件については、生命・身体の安全に関わる事態ではなく、いじめを原因として不登校の状態になっておたということです。そういう状態ですが、現在は改善の傾向にあるということで、引き続き解消に向けて取り組んでいるところです。

続きまして、「(2) 暴力行為」に移ります。暴力行為につきましては、平成25年度発生件数が全校種合わせて900件ということで、前年度比119件の増加になりました。内訳は、小学校が174件、中学校が598件、高等学校が128件となっております。その中でも小学校の増加がおよそ50%弱ということで、非常に大きな伸びを示しているところが特徴になっています。

また、その暴力行為の形態ですが、対教師暴力が195件、生徒間暴力が565件、対人暴力が11件、器物損壊が129件ということで、生徒間暴力を除いて他の3つの案件につきましては減少しました。生徒間暴力のみが増加した形になっております。これにつきましても、状況をざっと見てみますと、一部の児童生徒が暴力行為を繰り返したりする傾向が見られます。また、その暴力行為につきましても、衝動的で度が過ぎたものであるなどの、自分自身をコントロールするのが難しいという案件もございました。そういったことから、児童生徒のそれぞれの特性や生活背景の実態を、きちんと捉まえたうえでの対応が必要だと認識しております。

続きまして、4ページに移ります。「(3) 不登校」です。平成25年度の不登校につきましては、合計1,825人ということで、前年度より78人増加しております。内訳は小学校が489人、中学校が1,336人となっております。この中で全国的にも不登校は増える傾向にあることが報道にもありましたが、その中で三重県は中学校が20人、若干ですが減少に転じているのが特徴になっております。

また、増えている小学校につきましては、不登校になった主な理由といたしまして、不安など情緒的な混乱によるものが157件、あるいは、親子関係が148件、これは前年度比32.1%の増が特徴的に見られます。その案件の中には、親子関係が、対応はしたが改善がなかなか困難で、今のところ改善が見られないというケースであるとか、保護者が子育てについて不安定になってしまっている。そういったケースも見られます。このように家庭に起因するような要因が、増加の傾向であることを捉えて、初期対応とともに各家庭の状況に応じた対応、あるいは支援が必要だろうと考えております。

「(4) 県立高等学校における長期欠席」です。その表にありますように平成25年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は1,204人ということで、前年度から158人増加しています。また、長期欠席のうち、不登校に分類して報告があったものにつきましては、全日制・定時制を合わせて846人となります。高等学校の不登校の主な理由には、無気力というのが一番多くなっております。あるいは、不安などの情緒的混乱も比較的多いことから、入学時からそれぞれの生徒の状態をきちんと把握して丁寧に対応していくことが求められると考えております。

続きまして、「(5) 県立高等学校における中途退学」です。中途退学者数は全日制で396人、定時制で164人、合計560人、前年度より5名の増加となりました。また、先ほど申し上げました不登校の生徒のうち、中途退学という形になったのは、全体を合わせて217人ということで、約4分の1の生徒が中途退学という結果になっております。これも中途退学の理由をまとめるところがあり、この後のデータにもありますが、学校生活や学業に不適應であるということが、これは複数回答ですが、一番多く挙げられており、高校生活そのものに熱意がない、あるいは授業に興味を持てないといったところを理由に挙げている案件が多々ございました。

こういったことから、生徒に高等学校で学ぶことの目的意識、あるいは学習することの意欲を持ってもらうための対策を、各方面から連携をして取り組んでいく必要があると考えております。

以上のような結果になりまして、今後といたしましても、この結果を受けまして、我々県教育委員会といたしましては、指導主事等による助言指導はもちろんですが、それ以外にスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、あるいは生徒指導特別指導員等の専門職員を、個々の案件に応じて積極的に活用いたします。そして、関係機関とも連携するという、子ども安全対策監を中心としたチーム体制で、各学校、各生徒、そして市町教育委員会の支援にあたっていきたいと考えております。

なお、この結果につきましては、「4 その他」にありますとおり、文部科学省より10月16日に公表をされております。17日には新聞等で報道があったことを委員の皆様もご存じだと思いますが、こういう形になっております。

以上、当該調査についての結果報告を終わります。

## 【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。確かに報道はされていきましたね。

前田委員

2点お尋ねします。1つは、3の「調査結果の概要」の「いじめ」のところですが、平成23年までは300何件とか200何件、それが24年になると一挙に一桁違う数字、これはそういうものをきちっと把握しようということで、実態が出てきたことによる増加と理解していいですか。

生徒指導課長

対策監から説明させていただきます。

子ども安全対策監

今おっしゃっていただいたようなことだと思います。これは大津の案件を受けまして、24年度は一斉に全国調査がありました。案件に基づいて三重県も実態把握を行った結果、それまで把握しきれていなかったものも含めて、そのような件数になったと捉えておりますので、いじめが、ないに越したことはないですが、きちんとあったことを認知することを大事にしていきたいと考えておりますので、今後もそのような方向でしっかり把握していくことを大事にしていきたいと思っております。

前田委員

同じくここで、もう1点質問ですが、今度は24年から25年を比較すると、529件減っている。これは組織を挙げていじめをなくそうという施策が効果を発揮し始めたという理解でいいんですか。

子ども安全対策監

こちら先ほど回答を少し申し上げましたが、そのようなことで捉えております。しっかり認知もしながら、現場では法や国の基本方針を踏まえて、昨年後半はその取組も十分に進んでいると捉えておりますので、そういったことが一定、効果を上げてこのような減少になったと捉えております。

前田委員

そうすると、平成26年は更に効果が期待できると期待してもいいんでしょうか。

子ども安全対策監

できればそのように取組を進めていく中で、減っていくよう、取り組んでいきたいと考えておりますが、ただ、申し上げた認知件数については、教師が学校現場でしっかり認知をしていくことを大事にしていきたいと考えていますので、認知件数そのものについての増減だけで、現場の実態を軽々に判断することは慎重にしていきたい。しっかりと、あったことを把握していくことを大事にして、ただ、解消率については、しっかり取り組んで、上げていきたいと考えております。

前田委員

2つ目の質問は、不登校の定義は何かあるんでしょうか。

生徒指導課長

この資料の1ページ、2ページにそれぞれの定義をまとめております。不登校であれば(3)のところに『「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあり、連続又は断続して30日以上欠席した者』という定義でまとめております。

前田委員

分かりました。ありがとうございます。

柏木委員

最近、学力というものから頭が離れなくなってきました、こういうのを見ても、そういう学力というものと相関関係があるのではないかと感じてきてしまって、こういう暴力行為や、そういう子どもたちの学力というのは、いろんな背景がある中で、どういう状況になっているのかとか、これを見たときに、暴力行為が何回かあるような学校、市町の学力はどうなのかというのがとても気になって、何事もなく子どもたちが生き生きしている学校というのは、多分予想では学力も高いのではないかと。いじめもなくそこら辺の相関関係も考えていきながら、縦割りで暴力行為や問題行動だけではなく、いろんなところをクロスしながら、子どもたちの学力を上げて、中学校へ行って勉強が分からない、学校という檻の中で暮らしている子どもたちにとっては、ものすごい心理的なプレッシャーになると思うし、時間というものが果てしなく長く感じると思います。なので、そういう面からも、問題を定義しながら考えていただければと思います。即答できるような問題ではないと思いますので、していい

ただければと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

今の点、何かありますか。学力との関わりで。

生徒指導課長

委員のおっしゃることをしっかりと肝に銘じまして、学力の面、あるいは問題行動の面、これは正に両輪ですので、きちんと相関関係も整理して、実態を頭に入れながら、今後、施策というものを、連携を取った形で進めていきたいと考えております。

森脇委員

不登校の児童生徒数が特に小学校でこの2年間で、増えているように見えますが、その理由はどのような分析をされていますか。「別-6」を見ると、平成25年度では25%増えています。数字としては大きいと思いますが。

生徒指導課長

先ほどの説明の概略の中で申し上げましたが、一つは、理由として学校から報告がある、あるいは、我々が行ってその状況を聞いてくる中では、親子関係であったり、家庭にその要因があると学校がつかんでいる、あるいは我々が見てそう思えるものは増える傾向にはあります。ただ、それが直接、全体数の増加に結びつくものではないです。家庭的なものの増加の対応をとっていくために、先ほど最後のほうで申し上げたスクールソーシャルワーカー等々を活用しながら、学校における子どもの状況だけではなく、その子どもたちの家庭の様子、あるいは地域での様子、あるいは保護者の方の状況等々もきちんと把握をしながら対応していく必要があると、今は考えております。

森脇委員

家庭の問題、親子の問題というのは、別に最近2年間で起こっているとも思えないんです。多分、もう少し詳しく調べていくと、どういう問題があるのかということが、もしかしたら、ちょっと前と傾向が違っているのかもしれないとも思いますし、ぜひ、そのあたりはもう少し詳しい分析をしていただけたらと思います。

前田委員

これはすべて三重県のデータですね。この数値が全国的に見ると、比べて多いのか少ないのか、どのあたりかと。

委員長

新聞によると、1万人か何かに置き換えると、認知件数がこんなに県の中で下がっていいのかとか、そういうのは出てましたね。

生徒指導課長

例えば、いじめ、暴力それぞれで、1,000人当たり何件あるかというような指標をもって、各県の様子が全国的にまとめられて、それが文部科学省からは公表されております。それぞれ三重県は多いところもありますし、少ないところもあります。真ん中ぐらいのところにあります。増加の傾向、あるいは減少の傾向につきましては、いじめを除いて全国同じような傾向、いじめについては全国的にまだまだ多い中で、少し三重県は減少の傾向にあると見られるというところがありました。

## 委員長

いろいろと、例えば学力の相関であるとか、あるいは、これはオール三重のデータですから、それをもう少し、例えばどこまで地域性を出すかというのは怖い部分もありますが、そういったことも、いろいろと分析しながら、特に不登校についての原因の究明であるとか、そういうところは突っ込んだ分析をお願いしたいと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

### ・選挙

#### 選挙1 委員長の選挙について（非公開）

三重県教育委員会会議規則第2条第2項の規定による指名推選の結果、前田光久委員が次期委員長に決定した。

### ・選挙

#### 選挙2 委員長職務代理者の選挙について（非公開）

三重県教育委員会会議規則第3条第1項の規定による指名推選の結果、森脇健夫委員が次期委員長職務代理者に決定した。